

皆さんおはようございます。本定例会議もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、6月定例会議の開会に当たりまして、県政運営に当たっての私の想いを述べさせていただきます。

本年度は、「健康しが」の実現に向けて新たなチャレンジをする1年にしていきたいと思いますと考えております。

急速に少子化や人口減少が進みます中、3年に及ぶコロナ禍の影響や不確実性が高まる世界情勢などにより、孤独や生きづらさ、先の見えない漠然とした不安感に直面しています。

一方で、人の命とつながりの大切さが再認識され、デジタル化の進展や未来志向の経営革新といった前向きな変化と合わせて、自然が持つ価値の再評価といった価値観の変容など、新たな社会・経済への『光』を見出す動きが進み、大きな転換期を迎えていると感じているところです。

令和5年度は、3期目の滋賀県知事として予算を編成させていただいた初年度であり、また、昨年12月に拝命した関西広域連合の連合長として、さらに本年3月の文化庁の京都・関西移転後に迎える最初の年度でもあります。

加えまして、これからの4年間を見据えて策定いたしました「第2期基本構想実施計画」および「行政経営方針」の初年度にも当たりますことから、新たなステージへと踏み出す、大きな節目となる年度と捉えております。

私自身、改めて初心に帰り、新たな任期を開始された議員の皆様と忌憚なく政策議論を積み重ねてまいりますとともに、基本構想で掲げます「未来へと幸せが続く滋賀」の実現に向け、滋賀で誇りを感じ、誰もが自分ら

しくそれぞれの「幸せ」を感じることができ、住み続けたいと思えるような「健康しが」を、県民の皆様とともに描き、創り上げていくため、「健康しが 2.0」として、バージョンアップさせて全力で取り組んでまいります。

その第一歩となります本年度につきましては、次世代を担う子ども・若者とともに歩む滋賀の未来を「シン・ジダイ」と位置付け、「子ども・子ども・子ども」の施策を中心に、「ひとづくり」、「こころとからだの健康づくり」、「安全・安心の滋賀づくり」、「グリーン・デジタルによる経済社会づくり」の5つを柱に据え、「北の近江振興」や「世界とのつながり」に資する施策も全庁挙げて進めてまいります。

まず、1つ目の柱、「子ども、子ども、子ども」について申し上げます。

国におきましては、「少子化は、わが国が直面する、最大の危機である。」とし、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、今年13日に「こども未来戦略方針」が閣議決定されたところです。

本県におきましても、未来を見据えて、「子どものために、子どもとともにつくる県政」を目指し、最重点で子ども政策に取り組むこととしております。

そのために、子どもの意見を尊重し、子どもの視点に立った施策立案が必要となりますことから、「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」の制定に向けて検討を進めているところです。

また、本年4月に設置いたしました「滋賀県子ども政策推進本部」では、全庁横断的に子ども施策の充実に関する議論を深めているところであり、今年6日および7日に実施いたしました政府への提案・要望におきましては、福祉、医療、教育の各分野における制度の充実改善や地方財源の確保について強く訴えてきたところであります。

加えまして、滋賀らしい子ども施策の実現に向けて、医療費助成制度のあり方など、子どもを安心して生み育て、子どもの健やかな育ちを支える切れ目のない支援や、全ての子どもたちに対して読書支援を行うことを目指す「こども としょかん」などについても検討を進めてまいります。

次に、2つ目の柱、「ひとづくり」については、社会の変化にしなやかに対応し、未来を切り拓くひとを育むため、「ひとづくり」を重視した施策を展開しており、現在、その基盤とも言うべき2つのプロジェクトを進めております。

一つは、高等専門学校の設置です。

現在、滋賀県初となる高専を設置するため、本年3月に「滋賀県立高等専門学校基本構想1.0」を策定し、令和10年4月開校を目指して、準備を進めているところであります。

次代の社会を支える高等専門人材を育成するとともに、技術者養成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献できるよう、「様々なキャリアパスにつながる学びの提供」、「共創による産業の活性化」、「地域と地球の課題の解決」に向けて、産業界をはじめ、様々な主体と連携しながら検討を具体化させ、これからの時代にふさわしい魅力ある高専を作り上げてまいります。

今一つは、医療福祉拠点の整備です。

多様な団体が集積することで顔の見える関係を日ごろから築き、多職種連携によるサービス提供体制づくりに資する「医療福祉センター機能」と、医療福祉関係の専門職を養成する「人材養成機能」を有し、また、健康危機管理事案への対応も可能とする「医療福祉拠点」を、県庁に隣接する県有地を活用して整備し、併せて周辺地域の賑わい創出にもつなげていくことといたします。

なお、これまで課題となっていました教育会館敷地につきましては、今後の拠点整備を円滑に進めるため、県が残余財産を引き受け、建物を処分することが最良と判断したところです。

医療福祉拠点の早期整備に向けて、引き続き関係団体との調整を進めつつ、民間活力も活用しながら、着実に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、3つ目の柱、「こころとからだの健康づくり」については、全ての県民が元気で健やかな生活を送ることができるよう、更なる健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じた「こころ」と「からだ」の健康づくりを推進いたします。

具体的には、切れ目のない医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化を図りますとともに、県民一人ひとりの行動変容を促し、楽しみながら健康的に暮らすことができるよう、「しがの公園」の持つ価値を更に高めた「世界一魅力的な公園づくり」や、誰もがスポーツや文化芸術に親しめる機会の創出、人にも動物にも優しい社会の醸成などに努めてまいります。

また、2025年に本県で開催する、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会につきましては、総合開会式まで829日となりました。先月には両大会の開閉会式の会場となる平和堂H A T Oスタジアムのオープン記念式典を開催させていただきました。

両大会に関わる全ての人たちが主役として輝き、夢や感動、連帯感を共有するとともに、健康づくりや地域活性化の契機にもなるよう、引き続き競技会場の整備など、開催準備の具体化を進めてまいります。

次に、4つ目の柱、「安全・安心の滋賀づくり」については、誰もが安全・安心に、自分らしく暮らすことができる社会に向けて、コロナ禍で傷んだ「人とひと」とのつながりを再構築し、全ての人に居場所と出番がある共

生社会づくりを進めることといたします。

また、年々激甚化・頻発化する災害につきましては、今月2日からの大雨では、線状降水帯が相次いで発生するなど、太平洋側を中心に猛烈な雨が降り、全国各地で被害が発生いたしました。

本県でも出水期に入っており、いつ起こるかわからない自然災害から県民の皆様の生命と財産を守るため、関係機関とも緊密に連携しながら、日々緊張感を持って対応いたしますとともに社会インフラの整備や維持管理などの防災・減災対策の充実・強化を着実に進めてまいります。

さらに、本県の交通を巡る諸課題への対応につきましては、近江鉄道線が上下分離方式の移行に向けた最後の一年を迎えておりますことから、持続可能な形で将来にわたって運行できるよう、地元市町とも連携しながら円滑な移行に向けた準備や更なる利用促進に取り組んでまいります。

加えまして、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の確保を目指し、現在、「滋賀地域交通ビジョン」の策定を進めておりますが、ビジョンの目指す姿の実現に向けて必要な施策の検討と合わせて、その負担のあり方に関しましては、いわゆる「交通税」の導入も含め、県民の皆様との対話による公論熟議を積み重ねてまいります。

次に、5つ目の柱、「グリーン・デジタルによる経済・社会づくり」につきましては、コロナからの経済回復と持続的で魅力ある社会づくりを目指し、CO₂ネットゼロ社会の実現やDXの推進、ゲームチェンジを先導する産業の創出や情報通信業の県内立地などに取り組むこととしております。

また、国民的資産である琵琶湖を中心に、豊かな水と緑、生物多様性を有する滋賀の自然環境の保全・再生を進めるため、マザーレイクゴールズの更なる浸透を図ることといたします。

特に、生物多様性の保全につきましては、昨年12月にカナダで開催されたCOP15において、新たな世界目標として「昆明(こんめい)・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆる「ネイチャーポジティブ — 自然再興 — 」が掲げられたところです。

本県といたしましても、この目標に強く共感し、今年度、「生物多様性が戦略」を改定いたしますとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、県民や経済界等の多様な立場の方々とともに取り組んでまいります。

また、本年3月に議員提案で制定いただきました「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」を踏まえ、森林資源の持続的な利用を促進いたしますとともに、「やま」の資源のフル活用を図るため、「琵琶湖森林づくり基本計画」を見直し、森林の適正管理、林業の成長産業化、農山村の活性化が一体となった「やまの健康2.0」の取組を強化することといたします。

次に、重要テーマの1つ目、「北の近江振興」について申し上げます。

県北部の長浜市、高島市および米原市は、豊かで魅力ある地域資源が存在し、令和6年春には北陸新幹線敦賀駅の開業も予定されているなど、高い可能性を有する一方で、人口減少や高齢化などの課題が先行している地域でもあります。

本年度からは、「北の近江振興プロジェクト」として本格的な振興策に着手したところであり、北部のポテンシャルや地域特性を活かして持続的な発展につなげるとともに、その成果を県全域に広げられるよう取り組んでまいります。

最後に、重要テーマの2つ目、「世界とのつながり」について申し上げます。

コロナに関する水際措置の大幅緩和以降、海外との往来が活発化してきていることを踏まえ、「世界に開かれ、世界につながり、世界から選ばれる滋賀」を目指し、海外との交流を再起動させることといたします。

本年度は、米国・ミシガン州と中国・湖南省との交流がそれぞれ 55 周年、40 周年の節目を迎えますことから、友好交流団の派遣など対面交流活動を再開させ、交流の深化・発展を図りますとともに、新たな交流の担い手となる次世代を育成し、国際交流の裾野を広げてまいります。

先月には、大杉副知事をイタリア・ローマでの世界農業遺産認定証授与式に派遣し、改めて世界に向けて「琵琶湖システム」の魅力を PR いたしましたほか、バチカンでは、「安土山図屏風」の探索に向けて、各関係機関の高官から協力の確約という大きな成果を得るとともに、今後の文化交流に向けた礎を築くことができたところであります。

さらに、大津市の三井寺が所有されます、智証大師円珍関係文書が、日本と中国の交流の歴史を示す、世界唯一現存する貴重な記録という価値が認められ、ユネスコ「世界の記憶」に登録されました。

こうした滋賀が有する琵琶湖と共生する農林水産業や歴史、文化の価値や魅力について、改めてこれらの機会を端緒とし、文化庁の京都・関西移転も好機としながら発信や活用につなげますとともに、本県が世界に誇る環境や健康などの強みも活かし、ひとや文化、経済・技術の交流などを通じて、地域振興や多文化共生、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、本年度最初の定例会議に当たり、私の想いを申し上げます。

最後に、もう 1 つお伝えしたいことがございます。

それは、びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！「ホールの子」事業のこと
であります。

コロナ禍の3年間は、開催の中止や合唱のとりやめを余儀なくされてい
ましたが、本年度は、今月1日から9日まで開催され、4年ぶりに合唱が
復活し、過去最多の173の小学校等から、約1万人の子どもたちが参加い
たしました。

御鑑賞いただいた議員の皆様もいらっしゃったと存じますが、私も最終
日に鑑賞させていただきました。子どもたちの「翼をください」の明るく
伸びやかな歌声は、子どもたちの願いや夢とともに、まさに大空に向かっ
て羽ばたいていくように感じられ、強く胸を打たれ、大きく心が震わされ
ました。

こうした子どもたちの声や笑顔は、感動を呼び起こし、地域の活力や大
人の笑顔にもつながるものと実感いたしました。

未来への希望である子どもたちと共に過ごすことは私たちの「幸せ」で
あるということを胸に刻み、その想いを県民の皆様や議員の皆様と共有し
ながら、引き続き県政運営に当たってまいりたいと存じます。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第84号および議第97号は、一般会計の補正予算案でございます。

議第84号は、生活者支援および事業者支援の観点から物価高騰対策を講
じ、県民生活および地域経済を下支えする経費のほか、国の内示を受けま
した公共事業費の追加等に係る経費などにより、84億5,057万8千円
の増額補正を行おうとするもの、

議第 97 号は、先ほど申し上げました旧教育会館の解体等に要する経費に関し、1,406万7千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 85 号から議第 87 号までは、企業会計の補正予算案でございまして、特別高圧受電費用の負担軽減のため、それぞれ増額補正を行おうとするものであります。

次に、条例案件でございます。

議第 88 号は、地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 89 号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、手当の廃止および新設を行うため、

議第 90 号は、地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、自動車税等について、所要の改正を行うため、

議第 91 号は、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域等における課税免除の適用期限の延長等を行うため、

議第 92 号は、マイナンバー法の規定に基づき、マイナンバーを利用できる事務として条例で定める事務を追加するため、

議第 93 号は、道路公社の天津港駐車場を県の公共港湾施設とするに当たり、使用料の新設を行うため、

議第 94 号は、水道料金の請求について、インボイス制度への対応を行うため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 95 号は、契約の締結について、

議第 96 号は、損害賠償の額を定めることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、少し長くなりましたが御清聴ありがとうございました。何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。